

第7章 計画の推進

1 推進体制の整備	138
2 計画の進行管理	140

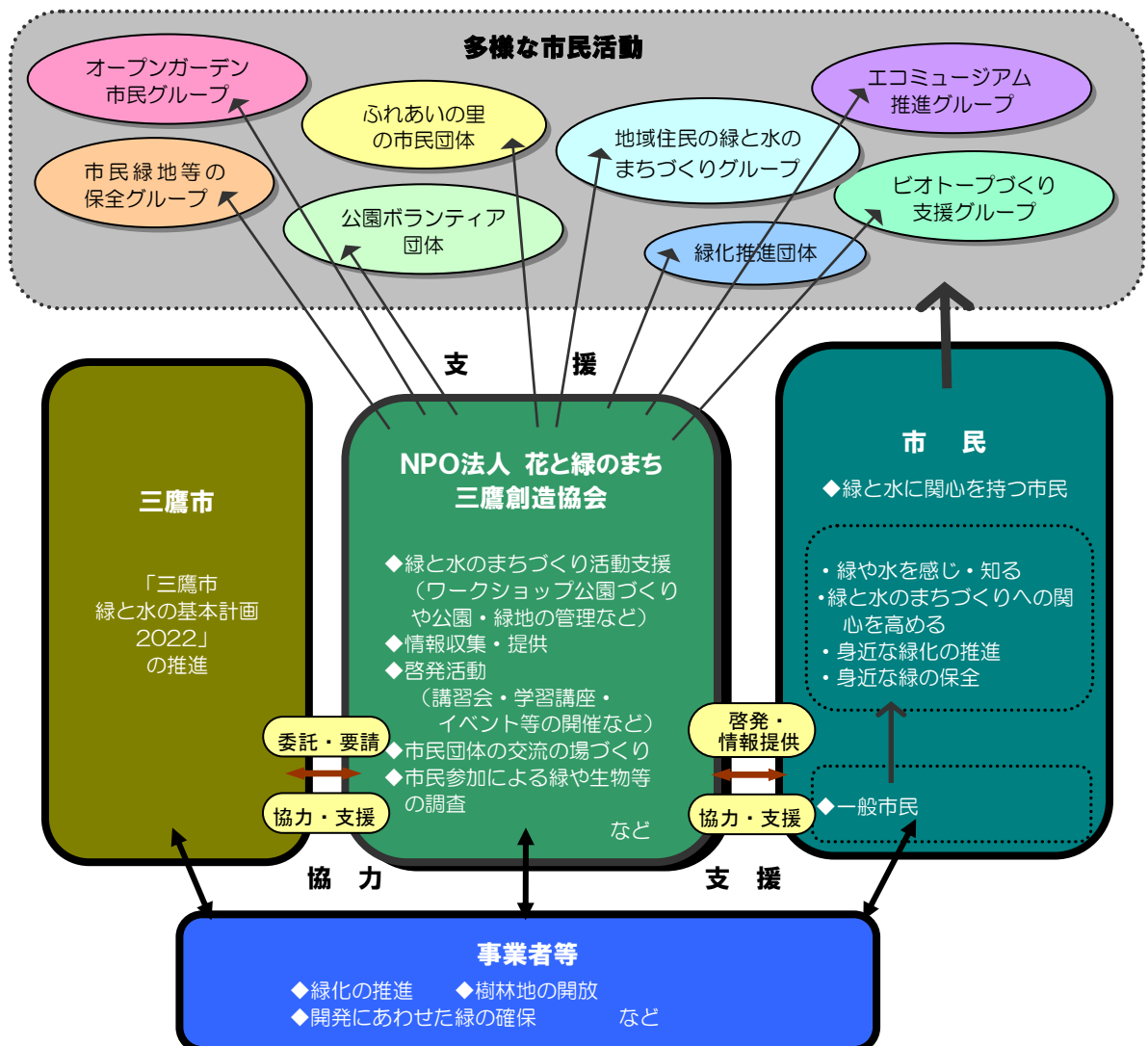
1 推進体制の整備

(1) 協働体制の整備

「緑と水の公園都市」を実現していくためには、市民、事業者・関係団体等、市が協働して、緑と水の保全・創出に取り組んでいく必要があります。また、今後さらに、公園やビオトープの整備、公園や緑地の管理、地域緑化運動、遊び場広場における遊びのサポートなど、さまざまな場面において市民参加ができるようにしていく必要があります。

平成21年に設立された「NPO法人 花と緑のまち三鷹創造協会」を中心として、多様な市民参加に対しきめ細やかに対応を行い、協働領域の拡大に向けた実現可能かつ持続可能な体制の整備をより強固に進めていきます。また協働に際して、若年層の参加を促す取り組みを検討します。

協働体制のイメージ例



（２）横断的な庁内体制の強化

本計画を推進していくためには、公園の整備に加え、市の整備するあらゆる施設における緑やアメニティ空間の確保、農地や樹林の保全、歴史・文化遺産の保存・活用、景観づくりの支援・誘導、市民活動への支援など、多方面の分野について一体的かつ総合的に取り組んでいく必要があり、市内部での横断的な推進体制が不可欠となります。

本計画策定時にも、「三鷹市土地利用総合計画 2022」や「三鷹市景観づくり計画 2022」との調整・整合を図り、「三鷹市緑と水の基本計画 2022」を含む3計画の全関係部署が参加しての「まちあるき・ワークショップ」、およびその実施主体としての「ワーキンググループ」の設置など、横断的に取り組んできましたが、今後はさらにこうした総合的な行政力を発揮する体制づくりを強化し、計画的な事業展開を進めていきます。

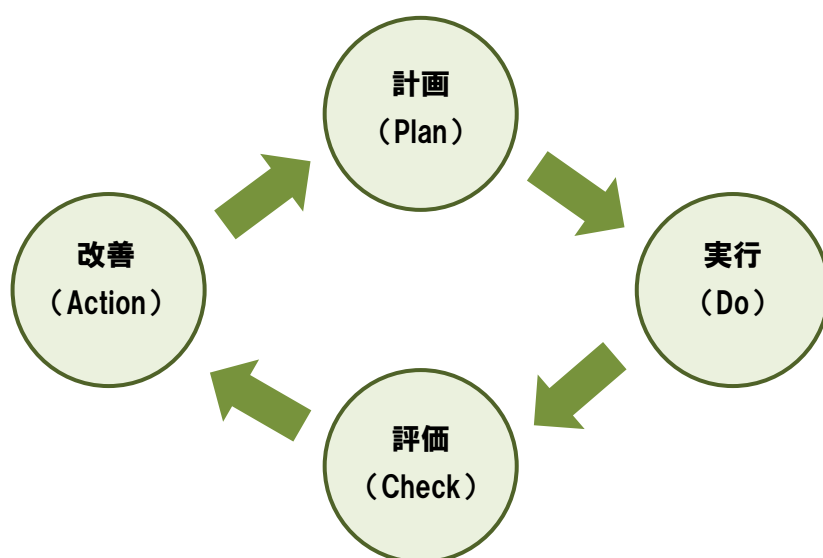
（３）関係機関、事業者等との連携の強化

緑や水は、広域的にネットワーク化されることにより、生物の生息域の拡大やゆるやかな大気の流れをつくり、ヒートアイランド現象を緩和する風の通り道を提供することなどが期待されます。また、河川や玉川上水・国分寺崖線といった他の区市にもまたがる緑や水の保全・整備などは、東京都や近隣区市と連携しながら取り組む必要がある課題でもあります。これまでもこうした課題については、東京都や近隣区市からなる協議会や連絡会を設置し対応を図ってきましたが、今後もこれらの組織を活用しながら連携を深め、協働による取り組みを推進していくものとします。

さらに、国立天文台や国際基督教大学などの緑の保全、沿道の事業所や宅地の緑化、農地の保全・活用などの点においては、市民や事業者、関係機関等との連携を欠かすことができません。本計画の実現に向け市が調整役を果たしながら、総合的な行政展開がより推進されるよう努めていきます。

2 計画の進行管理

効率的・効果的な事業展開を図っていくためには、事業実施により得られた成果や効果を点検・評価し、必要な見直しを行っていく必要があります。「計画→実行→点検・評価→見直し」のサイクルを繰り返しながら、計画の推進を図っていきます。また、三鷹市基本計画の策定・改定時期にあわせて計画の見直しを行い、検証の結果を計画に反映させていきます。



資料編

1	各施策・事業の行動計画	142
2	緑地保全地区等の保全計画	157
3	「三鷹市緑と水の基本計画 2022」策定の経緯	160
4	用語説明	171

1 各施策・事業の行動計画

～市民、事業者・関係団体等、市の役割分担～

(1) 守る：「緑と水の公園都市」をつつむ緑と水を守る

①緑の保全

▽自然緑地の保全

＝自然緑地の減少をくい止め、良好な緑の環境を守っていきます。＝

【市民】

- ・緑を地域の財産として守り、育てていく必要があることを認識し、落ち葉はきや下草刈りなど、緑の保全や管理活動に積極的に参加、協力していきます。
- ・敷地内の樹木の適正な管理に努め、大切に保存していきます。
- ・樹木の効用や機能とともに、その樹木がつくる落ち葉や木陰について理解します。
- ・保存樹木等の枯死や損傷を防止するとともに、その育成に努めます。（保存樹木等の所有者、占有者）
- ・景観に配慮した地区計画を検討するなど、地域で緑の保全に取り組みます。
- ・まとまった樹林地では、萌芽更新や後継樹の育成を行い、雑木林の適正な更新を図っていきます。（所有者）

【事業者・関係団体等】

- ・緑を地域の財産として守り、育てていく必要があることを認識し、緑の保全に積極的に協力していきます。
- ・雑木林での植林活動など地域で行う緑の保全活動を支援していきます。
- ・敷地内の樹木や樹林等の適正な管理に努め、緑地を保全していきます。
- ・開発事業や施設の建設に際しては、できる限り既存樹木を残すよう努めます。また、緑地などの開発等にあたっては、可能なかぎり緑を確保していきます。
- ・雑木林や緑地等の近隣において開発事業や施設の建設を行う場合は、周辺の環境との調和に配慮した計画とします。



【市】

- ・「ふれあいの里」を「緑と水の環境整備重点地区」に指定するとともに、国分寺崖線周辺を風致地区等に指定します。
- ・自然環境保全地区、保存樹木等の指定の拡大を図るとともに、特別緑地保全地区・緑地保全地域の活用を検討します。
- ・「緑の大空間」に関しては、事業者・関係団体等と協働で更なる保全・活用を図ります。
- ・民間緑地の所有者へアンケート等を行うなどしながら、保存樹木等の指定制度の見直しを行うとともに、「緑と水の環境整備重点地区」における支援策を検討します。
- ・台風等の災害に対する対策の観点からも取り組みを進めます。
- ・市民緑地制度の活用を検討するとともに、緑地の保全や管理をボランティアやNPO等が行う市民参加による緑地の保全・管理の新たなしくみづくりを進めます。
- ・環境に配慮した地区計画などにより、地域のまちづくりと連携しながら緑地の保全を図っていきます。
- ・質の高い自然緑地については、計画的に公有地化を図り、恒久的な保全に努めます。
- ・まとまった雑木林については、高木・大木化する前の適正な時期に萌芽更新や後継樹の育成を進め樹林の保全を図ります。また、萌芽更新のための伐採等もある程度必要なことなど、正しい情報や知識の共有・啓発に努めます。さらに回遊ルートに面した生産緑地等を活用するなど、新たな雑木林の創出を図っていきます。

▽農地の保全と活用

＝農地を都市の貴重な緑の財産として捉え、農地を保全・活用した農のあるまちづくりをめざします。また民有地内の緑化を推進し、身近な緑を増やしていきます。＝

【市民】

- ・農業体験を通じて都市農業の役割を理解し、農地の保全に協力していきます。
- ・農地の緑と調和し、連続した緑の景観が形成されるように宅地内の緑化を行います。
- ・援農ボランティアに参加します。
- ・三鷹産の農作物を購入します。

【事業者・関係団体等】

- ・長期的な営農が行われるように都市型農業の育成を支援していきます。
- ・農地に近接して開発事業や施設の建設を行う際は、農地の緑と調和し、連続した緑の景観が形成されるように緑化を行います。
- ・市民農園等の設置やその利用者へ農業指導の実施など、農地の有効活用に関心を持っていきます。（農業者）
- ・農地の接道部に樹木や草花を植え、農地周辺部の住宅等の緑化と一体となった景観の形成に努めます。（農業者）

【市】

- ・農のある風景保全地区の指定の推進及び三鷹市農地の保全に向けた基本方針を活用して農地の保全を図ります。
- ・「ふれあいの里」の整備にあわせ、市民の農業体験の場を創出し、土とのふれあいと農業空間の保全を図ります。
- ・市民農園等をより身近に利用できるよう拡充するなど充実していきます。
- ・実習農園、JA 東京むさし三鷹緑化センターと連携しての技術指導や講習会の実施など、市民が農について学び、体験し、交流できる拠点づくりを農業公園で進めていきます。
- ・農家が農業経営の一環として行う体験農園の整備を支援します。
- ・生産緑地の追加指定、特定生産緑地の指定を行うとともに、まちづくりと連携した農地の保全方策を検討していきます。
- ・生産緑地の買取り申し出などに対応できるよう、公有地化のための新たな財源について検討していきます。
- ・相続税等の税制に関する軽減措置の拡充や相続発生時に対応制度等の創設（自治体が行う際の財源措置、物納制度を活用した保全システムなど）、生産緑地における市民農園等の制度の見直しなどについて、関係団体等と連携を図りながら国等に要請していきます。また、市独自の保全制度の検討、国や都の保全制度の活用を図ります。
- ・援農ボランティア等の育成と活用の支援、研修・交流活動の支援などを行い農業の担い手の育成を図ります。
- ・農作物のブランド化や農業経営の合理化を支援していきます。
- ・契約生産販売、地場農産物や植木・花きを市民に直接提供する直接販売事業、農業情報の提供の充実を支援していきます。

▽民間緑地等の市民開放の推進

＝民有地内の良好な緑地の開放により、市民の憩いの場の拡大を図ります。＝

【市民】

- ・まとまった規模の樹林地や屋敷林については、市民開放を行うよう努めます。
- ・緑豊かな庭づくりを行い、オープンガーデンとして開放していきます。

【事業者・関係団体等】

- ・大規模な施設内緑地等については、市民へ開放していきます。

【市】

- ・国立天文台や国際基督教大学などの大規模施設内緑地について、市民開放を要請します。また、所有者と協議しながら開放のためのしくみづくりを進めていきます。
- ・オープンガーデンの設置に向けた市民意識の啓発と庭の開放等のシステムの検討を行います。（市民緑化支援制度を活用しての支援、ガーデ



ニング講習会、愛好者のネットワーク化など)

▽緑のリサイクル

＝緑の循環システムをつくり、健全な自然サイクルの維持、回復を図ります。＝

【市民】

- ・落ち葉や生け垣、樹木等の剪定枝は、分別して有機物の資源化に協力します。また、あわせてコンポストやチップの利用を進めます。
- ・不用となる樹木については、他の人に譲り渡すなどできる限り伐採しないよう努めます。

【事業者・関係団体等】

- ・グリーンバンク等において不用樹木として登録された大木等を積極的に譲り受けます。
- ・市の回収システムなども利用しながら、落ち葉や剪定枝等の資源化に協力します。また、生産されたコンポストやチップを積極的に利用していきます。

【市】

- ・落ち葉や剪定枝等の堆肥化と堆肥利用の促進を図ります。(実験農園の開設、市内農家への堆肥の配布、生産された農作物の学校・保育園の給食での使用)
- ・インターネットを活用したグリーンバンク制度など、不用となった樹木を譲り渡すしくみについて調査検討を行います。

②水環境の保全・再生

▽河川環境の保全・再生

＝安全性と快適性が調和した人や生き物にやさしい河川環境づくりをめざします。＝

【市民】

- ・河川が豊かな都市生活を支えている施設であることを認識し、その環境の保全・再生に協力していきます。
- ・川へゴミを投げ捨てないなど、日頃より良好な河川環境の形成に努めます。
- ・清掃作業などの河川の愛護活動に積極的に参加します。

【事業者・関係団体等】

- ・河川周辺の開発事業や施設の建設にあたっては、河川の緑がおりなす景観と調和した計画とします。

【市】

- ・仙川の上流部や「ふれあいの里」の整備にあわせ、一体的に河川の水辺環境の整備を行います。
- ・平常時における河川水量を確保するため、雨水の地下涵養を推進します。
- ・安定した河川水量の確保に向け、東京都や近隣自治体と協力しながら、地下構造物等に漏出している地下水や湧水を既存水路網の復活・活用を図り導水する水系再生ネットワークの形成方策等について検討していきます。
- ・人と自然とが共生する豊かな川づくりについて、東京都や近隣自治体と協議・検討を進めます。(河道内への瀬や淵の創出、高水敷に降りられる階段の設置、多自然型工法による環境整備など)
- ・中仙川最上流部の開渠区間について、遊歩道やポケットパークの整備など環境整備に取り組めます。
- ・玉川上水については、貴重な歴史・自然遺産として維持していくために、東京都と連携を図りながら、市民参加による清掃活動や保全計画に基づく保全・管理を進めていきます。



▽水循環の保全・再生

＝健全な水循環の回復を図り、豊かな水、きれいな水など、良好な水環境を保全していきます。＝

【市民】

- ・雨水の地下浸透を促進するため、敷地内への雨水浸透ます、雨水浸透管などの雨水浸透施設の設置に協力していきます。
- ・雨水タンクを設置するなどして、雨水の再利用を図ります。

【事業者・関係団体等】

- ・敷地内に雨水浸透ます、雨水浸透管、透水性舗装などの雨水浸透施設を設置します。
- ・地下水の利用を適正に行います。
- ・雨水や再生水をトイレ洗浄水等の雑用水として利用する、雨水・再生水利用施設の設置に努めます。
- ・開発事業や施設の建設に際しては、雨水浸透施設の設置を積極的に行います。
- ・大規模な地下掘削に際しては、地下水脈への影響に配慮します。

【市】

- ・雨水の地下浸透を促進するため緑地や農地の保全を図り、浸透域の確保に努めます。
- ・公共施設への雨水浸透施設の設置、歩道等への透水性舗装の整備を進めます。
- ・雨水の地下浸透を啓発するとともに、開発事業や施設の建設に際しての雨水浸透施設の設置について指導します。
- ・道路に降った雨水を貯留・浸透させる道路雨水貯留浸透施設を生活道路（市道）に設置していきます。
- ・土地所有者等の申請に基づき、宅地内への雨水浸透ますの設置を行う雨水浸透ます設置事業を積極的に推進していきます。
- ・河川沿いの公園等の地下を利用して雨水貯留浸透施設の設置を行っていきます。
- ・雨水・再生水の利用施設に対する支援策の検討や、民間の大規模施設の建設にあわせて設置を要請するなど、水の再利用を促進していきます。
- ・地下水の適正な利用を進めるため、揚水量の規制を継続して実施します。
- ・湧水地については、その後背地である緑地等を含めて自然環境保全地区に指定するなど、その保全に努めます。

③生物多様性の保全・再生

▽生物多様性に配慮した緑の保全

＝緑の「質」に注目した、生物多様性に寄与する緑化に努めます＝

【市民】

- ・個人宅の庭や屋敷林、生け垣、緑のカーテン、壁面・屋上緑化、ベランダ緑化、プランターなど、市民一人ひとりにもできる小さな緑化を推進します。
- ・実のなる樹木や池、草地など、生物が利用しやすい環境づくりを心がけ、身近なところから生き物が生息できる環境づくりを行っていきます。
- ・在来の植物で緑化するなど、在来種の保全に努めます。

【事業者・関係団体等】

- ・自然環境を改変するような行為を行おうとするときは、生態系の保全・回復及び創出に配慮します。
- ・開発事業や施設の建設などにあたっては、地域の動植物の生態系や生息環境と調和した



計画とします。

- ・地域での動植物の保護活動に協力します。
- ・在来の植物で緑化するなど、在来種の保全に努めます。

【市】

- ・野鳥や昆虫の生息状況を把握するため、生物の実態調査を行います。
- ・多様な動植物の生息域である樹林地や農地、水辺などを保全するため、自然環境保全地区の指定や生産緑地の追加指定を行います。
- ・河川や公園等を整備する際には、自然の生態系に配慮します。
- ・公園や学校などの身近な施設にビオトープの整備を行います。また、ビオトープの整備にあたっては、市民参加を図っていきます。
- ・在来の植物による緑化や雑木林の適正な管理など、自然の生態系の維持に努めます。
- ・学校の校庭を芝生化し、昆虫等の生息域の確保に努めます。

▽生息環境の保全・再生

＝自然生態系を重視したエコロジカルな都市づくりをめざします。＝

【市民】

- ・市民参加型の生物調査などに参加し、市内の自然や生き物についての認識を深め、生態系の保全に協力していきます。
- ・生態系を破壊するような行動は慎み、多様な動植物の生息が可能な環境の保全に協力します。

【事業者・関係団体等】

- ・自然環境の保全・再生に主体的に取り組むとともに、地域の保全活動等に協力します。
- ・事業所内に水辺の配置や多様な緑化を行うなど、野鳥や昆虫が飛来できる空間を創出します。

【市】

- ・公園や学校などの身近な施設にビオトープの整備を行います。また、ビオトープの整備にあたっては、市民参加を図っていきます。
- ・道路や公園等の公共施設の緑化にあたっては、花や実のなる樹木や草花を植栽するなど、多様な緑を形成していきます。
- ・民間の大規模施設の建設に併せて、ビオトープの整備を要請するとともに、その支援策について検討していきます。



(2) つくり育てる：「緑と水の公園都市」を実感できる 身近な緑と水をつくり育てる

①公園・緑地の整備

▽公園・緑地の拡充整備

＝誰もがゆったりと快適に利用できるよう、公園緑地の配置・量・質の向上を図っていきます。＝

【市民】

- ・公園緑地を地域の大切な施設として、愛着を持って適正に利用します。
- ・未利用地の公園への活用や公園づくりへの参加など、公園緑地の整備、改修に協力します。
- ・子どもたちを始め誰もが安心して安全に公園緑地施設を利用できるよう、地域で見守っていきます。
- ・子どもたちの不適切な遊具の利用や危険な行動を見かけたときは、注意を呼びかけます。
- ・遊具の異常や危険箇所等を発見した時は、速やかに管理者に連絡するなど適切な対応を図ります。
- ・公園や緑地等の日常的な維持管理作業や運営に参加し、地域に密着した活動の場として、つくり育てていきます。



【事業者・関係団体等】

- ・公園の設置に対する土地の提供や、地域における公園づくりへの支援を行うなど、公園緑地の整備、改修に協力していきます。
- ・開発事業等により設置する公園緑地については、防災機能やバリアフリー、安全性に配慮した整備を行います。
- ・公園緑地の良好な環境を維持するため、公園等の隣接地において施設を建設するにあたっては、公園への日照の阻害に対する配慮などを行います。

【市】

- ・拠点となる公園として「ふれあいの里」の整備に取り組んでいくとともに、買収や借地、他の公共施設との一体的な整備など、あらゆる方法、機会をとらえて身近な公園緑地を確保していきます。
- ・遊具等の点検を行いながら、老朽化した遊具の計画的な改修や交換を進めます。
- ・施設の老朽化した公園等のリニューアルを計画的に進めます。
- ・民間の開発事業にあわせて公園緑地の確保を図ります。
- ・地域的にバランスのとれた適正な配置や体系的な公園緑地の形成、既存公園緑地の有効利用を図るため、各公園が現在有している機能や将来持つべき機能を明確化し、公園機能の再編を行うとともに、防災等の考え方を取り入れた公園の整備・改修計画を策定します。
- ・見通しに配慮した植栽の適正な管理を行うとともに、公園等管理の手引きの作成、地域住民や公園ボランティア、児童遊園等世話人と連携した安全管理の体制づくりを行います。
- ・ワークショップ方式などの市民参加による公園づくりにより、全ての人が使いやすい公園の整備に努めます。
- ・公園緑地の整備や改修にあたっては、「東京都福祉のまちづくり条例」による施設整備マニュアル等に適合した整備を行います。

▽魅力的な公園づくりの推進

＝親しみと愛着をもって利用される魅力的な公園づくりをめざします。＝

【市民】

- ・ワークショップに参加し、公園づくりのプランを検討します。また、手づくりによる公園の整備や花植え、緑化活動などの地域による公園づくりを主体的に行います。
- ・遊び場広場のルールづくりに参加するなど、公園の運営や新たな公園づくりに参加、協力していきます。
- ・公園や河川と隣接する敷地においては、公園等に面する部分に緑化を行うなど、魅力的な空間づくりに協力します。

**【事業者・関係団体等】**

- ・開発事業等により設置する公園緑地については、周辺環境と調和した地域にふさわしい整備を行います。

【市】

- ・未利用地を活用するなど遊び場広場の整備を行います。また、既存の公園の遊び場広場としての利用について検討します。
- ・遊び場広場の利用のルールづくりを利用者や近隣住民など市民参加を得ながら進めます。
- ・地域の歴史、文化、自然、景観などの地域の特性を生かしながら、地域のニーズに合わせた特色のある公園の整備を進めます。
- ・仙川上流部や「ふれあいの里」などで河川と一体的な親水公園の整備を検討します。
- ・かぶと虫公園やどろんこ広場など、子供たちが楽しく生き生きと遊べる公園の整備を検討します。
- ・防災ブロックの形成とあわせ、防火施設（防火貯水槽や防災井戸等）の設置や外周部への防火林の植栽、平時及び災害時における防災機能の充実や向上を図った公園の整備を行います。
- ・公園機能の再編や既存の公園緑地の改修を行うなかで、環境や周辺に適合する植栽も考慮しながらコミュニティ・ガーデン（地域庭園）の設置を検討します。
- ・公園における禁煙については、喫煙ルールに関する条例のあり方と併せて検討します。

▽公有地化の推進

＝借地公園等の継続的な存続を図っていきます。＝

【市民・事業者】

- ・新たな財源の確保に協力、参加します。

【市】

- ・公有地化のための新たな財源確保のしくみを検討します。（例 トラスト制度）
- ・借地により設置している公園等については、土地所有者と協議しながら公有地化を計画的に図っていきます。
- ・借地公園等が相続後においても存続されるよう、相続税における軽減措置の拡充について、国等に要請していきます。
- ・回遊ルート周辺の緑地や自然性の高い樹林地については、公有地化に努めます。

②緑あふれる地域環境の創出**▽地域緑化の推進**

＝緑豊かな地域づくりをめざし「みたかガーデニング運動」を推進します。＝

【市民】

- ・生け垣化や道路ぎわ・ベランダに草花を植えるなど、道路に面して緑化を行います。また、緑化樹木については、適正に管理していきます。
- ・花いっぱい運動や市民緑化等に参加し、地域の緑を増やしていきます。
- ・地域の緑を守り、増やす活動を自主的に行います。

【事業者・関係団体等】

- ・ブロック塀等の生け垣化など、接道部の緑化を積極的に行い、まちの美観を高めていきます。
- ・地域の緑化活動を支援するとともに、地域の一員として積極的に活動に参加します。

【市】

- ・地域で取り組まれる市民緑化活動に対し、緑化用品を支給するなどの支援を行います。また、緑化支援の対象部分を拡充するなど、支援制度の充実を図ります。
- ・花いっぱい運動へ草花を提供するなど、運動への支援・協力を行います。
- ・農業公園を活用しながら、ガーデニング講習会や樹木の剪定講習会などの緑に関する講座を開催します。
- ・樹木や草花の栽培等についての疑問などに答えるため、気軽に質問できる相談コーナーの設置を JA 東京むさし三鷹緑化センターと連携を図りながら進めていきます。
- ・緑化月間でのパネル展示や広報等を活用してのガーデニングの紹介、ガーデニング・フェスタの開催、誕生記念樹や新入生に対する花種の配布などを行い、民有地の緑化や緑化意識の啓発を図ります。
- ・緑のまち並みの実践例となるよう、生け垣化モデルルートの設置を検討し、沿道の接道部緑化を重点的に進めていきます。また、モデルルートについては支援策等の拡充を検討します。
- ・生垣化の推進に際しては、生垣の意義や維持管理の方法（刈り込み、清掃、薬剤の使用等）、樹種ごとの生態的特徴（誘致できる野鳥、病害虫の問題等）などについて、正しい情報や知識の共有・啓発に努めます。
- ・市内産の緑（樹木や花卉）の活用などに取り組んでいきます。

**▽民有地の緑化の推進**

＝民有地内の緑化を推進し、身近な緑を増やしていきます。＝

【市民】

- ・庭やベランダ、屋上等に樹木や草花を植栽するなど、敷地内への緑化とその適正な維持管理に努めます。
- ・家の建替えや新築等に際しては、緑化基準に基づく緑を確保します。
- ・地区計画や緑地協定など、地域における緑化のルールづくりを行います。

【事業者・関係団体等】

- ・地上部に加え、屋上や壁面等の建築物上への緑化を積極的に行います。
- ・事業所の緑化を主体的に行うとともに、緑の協定を締結し、継続的に確保します。
- ・開発事業や施設の建設等に際しては、緑化基準に基づく緑化を確保します。
- ・施設の緑化にあたっては、地域の生態系や景観との調和に配慮します。
- ・地区計画や緑地協定など、地域における緑化のルールづくりを行います。

【市】

- ・市民、事業者との協働で取り組む民有地の緑化を推進します。
- ・緑化基準に基づき、開発事業や施設の建設等における緑化に対して指導を行います。
- ・地区計画や緑地協定などの地域における緑化のルールづくりを支援します。
- ・「緑と水の環境整備重点地区」や接道部緑化等の取り組みを踏まえて、接道部緑化助成の拡充や屋上・ベランダ緑化に対する助成支援の検討など、民有地の緑化に対する支援の見直しや拡充などを図ります。
- ・宅地内の緑化を確保するため、緑化地域の指定を検討します。
- ・緑の協定を活用した事業所等の緑化を働きかけていきます。

- ・屋上やベランダの緑化を普及促進するため、技術的な情報の収集と提供、パンフレット等によるPRや展示などを行います。

▽公共施設等の緑化・公園化

＝地域緑化の核として、先導役となるような質の高い緑の空間を創出していきます。＝

【市民、事業者・関係団体等】

- ・花の植え替え作業を行うなど、公共施設の緑の維持管理に協力していきます。

【市】

- ・緑化基準に基づく緑を確保するとともに、屋上や壁面等の緑化を積極的に行い、公共施設の緑化を推進します。
- ・公共施設では屋上のモデル緑化を実施・公開するとともに、環境調査を実施し、その効果の実証や情報の提供を進めます。
- ・回遊ルートに隣接する公共施設については、接道部の緑化とともに、地域に開かれたオープンスペースを確保するなど、公園的な整備を進めます。特に、小中学校については、地域の拠点となるよう学校緑化を推進していきます。
- ・公園緑地等の緑化にあたっては、見通しに配慮した緑化を行います。
- ・樹種や緑化方法を検討するなどしながら、できるだけ多くの道路への植栽の整備を図っていきます。また、都市計画道路などの道路幅員が広い道路の整備に際しては、十分な緑化スペースが確保されるよう配慮していきます。
- ・河川については、東京都と連携を図りながら、河川的环境整備や水辺空間の整備に合わせ緑を確保していきます。



③災害に強い公園づくり

▽既存公園における防災機能の見直し

＝公園の防災機能を全市的に見直し、身近な防災基地として役立つよう改善します。＝

【市民、事業者・関係団体等】

- ・防災機能のチェックに協力し、意見・アイデアを市に提供します。

【市】

- ・平時も含め防災上果たすべき役割、施設・設備の点検、備蓄資材のチェックなど、市域内に存在する公園緑地における防災機能の総点検を行います。
- ・公園緑地が防災上果たすべき役割を公園の規模・機能別に整理し、体系化します。
- ・防災機能に不足が生じていると判断される公園緑地に対しては、必要に応じて、施設・設備の追加・補修などを順次検討します。
- ・台風等の自然災害の対策の取り組みを進めます。

▽新規公園整備における防災機能の強化

＝新たな公園緑地の整備・改修に際して、防災機能の強化を行っていきます。＝

【市民、事業者・関係団体等】

- ・新たな公園緑地の防災機能のあり方について考え、意見・アイデアを市に提供します。

【市】

- ・新規整備・改修予定の公園緑地に関して防災まちづくりの視点を重視し、防災機能強化の方向性を前提として整備・改修内容を検討します。

(3) 生かす：緑と水とつなぎ、「緑と水の公園都市」にふさわしいまちをつくる

①緑と水の拠点づくり

▽拠点整備の推進

＝「緑と水の公園都市」の顔にふさわしい拠点づくりをめざします。＝

【市民、事業者・関係団体等】

- ・公園づくりワークショップへの参加や日常的な維持管理作業や運営を行うなど、里づくりに参加・参画します。
- ・「ふれあいの里」に残る樹林地や農地の維持、保全に極力努めます。（所有者）
- ・「ふれあいの里」に残る樹林地や農地、湧水などが、貴重なふるさと資源であることを認識し、その保全や管理に協力します。
- ・「ふれあいの里」においては、接道部緑化をはじめ敷地内の緑化に努め、緑の景観づくりを行います。
- ・「ふれあいの里」やその周辺における開発、施設の建設にあたっては、里のふるさと風景と調和した計画とします。（事業者）
- ・市民の広場や出会いのスポット、公園緑地の周辺においては、敷地の接道部への緑化を行うなど、緑の創出や周辺の環境と調和した良好な景観の形成に配慮します。
- ・出会いのスポット周辺に残る農地等のふるさと資源の維持、保全に極力努めます。（所有者）
- ・出会いのスポット周辺に残る農地等のふるさと資源の保全に協力します。
- ・身近なふれあいのスポットづくりに参加します。
- ・身近な緑地を地域のふれあい空間として、地区計画の地区施設として定めていきます。（市）



【市】

- ・「ふれあいの里」に残る貴重なふるさと資源を保全しながら、里の核となる公園の整備と活用を図ります。
- ・「ふれあいの里」に残る樹林地や農地の維持、保全を支援していきます。また、市民参加による保全や活用のためのしくみづくりを進めます。
- ・地域での里づくりへの取り組みを支援していきます。
- ・「ふれあいの里」や里周辺にある川沿いの公園緑地と河川ルートとの接続を図るよう整備を行います。
- ・市民の広場の中心となる都市施設の公園的な修景整備を行います。
- ・「ふれあいの里」や市民の広場の周辺について、地域特性を生かした良好な景観が形成されるよう誘導していきます。
- ・「ふれあいの里」や市民の広場などの拠点やその周辺における宅地内の緑化を支援していきます。
- ・上記のような「ふれあいの里」の基本的な考え方を継承しながら、新たな「北野の里（仮称）」の計画・整備を進めます。
- ・市民センターから「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」を経て、仙川公園までを「三鷹中央防災公園エリア」として位置づけ、さらにそこから仙川下流までと三鷹駅前エリア、風の散歩道、井の頭の森、市立アニメーション美術館まで続く連続した大きな緑の繋がりを「緑と水の連続空間の形成」として、その保全・活用に努めます。
- ・都立井の頭恩賜公園、国際基督教大学、国立天文台等のエリアを、「緑の大空間」として位置づけ、その保全・活用に努めます。
- ・出会いのスポットと回遊ルート沿いのポケットパークの整備を推進します。
- ・出会いのスポット周辺における農地等のふるさと資源の保全を支援していきます。

- ・市民参加を得ながら身近なふれあいのスポットづくりを進めます。
- ・回遊ルートに隣接する公共施設や公園については、接道部の緑化とともに、緑や水を生かした高品質な施設づくりを進めていきます。
- ・市民参加による清掃活動を推進し、公園や道路等の美化を図ります。

②緑と水の軸づくり

▽ルート整備の推進

＝拠点や地域資源を結ぶ安全で快適なみちづくりを進めます。＝

【市民、事業者・関係団体等】

- ・ルートに面して接道部の緑化や草花を植えるなど、緑の街並みを形成していきます。
- ・地域における緑化活動に積極的に参加し、沿道の緑を増やしていきます。
- ・道路（ルート）の清掃活動などの日常的な維持管理作業に積極的に参加します。
- ・ゴミやタバコの吸殻を投げ捨てないなど、まちの美化に協力します。
- ・商品のはみ出し陳列を行わないなど、誰もが安心して、快適に散策できるよう協力していきます。（事業者）

【市】

- ・拠点周遊ルート、三鷹型エコミュージアム関連ルート、河川ルートの整備を計画的に行っていきます。また、コミュニティ道路（三鷹駅～市役所）については、一部区間のモール化を図りながら、早期完成に向け取り組みます。その他のルートについても着実に整備を進めます。
- ・「ふれあいの里」や里周辺にある川治いの公園緑地と河川ルートとの接続を図るよう整備を行います。
- ・ルートの整備にあたっては、道路施設のデザイン化や街路樹の整備、透水性素材を使用するなど、緑や景観の向上に努めます。
- ・段差の解消や歩行空間の確保、ベンチの設置など、ルートのバリアフリー化を推進するとともに、全ての人が通行しやすい整備に努めます。
- ・ルート沿道部の緑化が推進されるよう、接道部緑化に対する助成や地区計画・緑地協定が定められるよう支援を行います。
- ・ルートにおける架空線の地中化や無電柱化を推進します。また、電話ボックスやバス停の上屋などの道路上の施設が景観に配慮したものとなるよう、その改善を関係機関に要請していきます。
- ・街路樹を、ルート整備における重要な緑として位置づけ、更なる保全・創出を図ります。また、健全な街路樹帯や個々の樹勢を持続的に維持していくため、あるいは安全管理上の必要性として、間伐や更新作業等もある程度必要なことなど、正しい情報や知識の共有・啓発に努めます。
- ・道路の環境施設帯等の緑化の保全、創出について道路管理者等の関係機関への働きかけや連携を図っていきます。
- ・都道のルート整備については、高品質化を東京都に要請していきます。

③緑と水の回遊ルートのネットワーク化

▽地域文化財とのネットワーク化

＝緑や水と地域文化財のネットワーク化を図ります。＝

【市民】

- ・地域の文化財への認識と愛着を深め、積極的に保存・活用への取り組みを行います。
- ・地域文化財の目録を、市や専門家などの協力を得ながら作成します。
- ・地域の自然・文化財のネットワーク化や文化財等の運営に積極的に参画します。

【事業者】

- ・自己所有の文化財の保存・活用、公開に積極的に



取り組みます。

- ・地域の自然や文化財のネットワーク化に協力して参画します。

【市】

- ・地域文化財に対する保存・活用を、市民や事業者とともに進めます。また、文化財の保存・活用に対する市民活動を支援します。
- ・「大沢の里水車経営農家」の保存と展示施設の整備を行います。
- ・歴史・文化財の市民解説員を養成する講座を実施するなど、ボランティアの養成を図っていきます。
- ・地域の自然や文化財のネットワーク化を市民や事業者とともに図っていきます。
- ・多様な地域文化財の目録を、市民や事業者、専門家等の協力を得ながら作成します。

▽緑と水に調和した景観づくり

＝「緑と水の公園都市」にふさわしい景観づくりをめざします。＝

【市民、事業者・関係団体等】

- ・敷地の接道部への緑化や草花の植栽、屋上・壁面緑化など、できる限り緑化を行い緑のまち並みづくりを行います。
- ・施設や家の建替え、新築等に際しては、「三鷹市景観づくり計画 2022」や「三鷹市景観条例」に従い周辺の緑や景観に配慮したものとします。
- ・アメニティマップづくりに参加し、景観づくりに対する意識を高めます。
- ・地域でまちの景観を考え、地区計画の活用や景観協定等の締結を検討します。
- ・地域の緑化活動や美化活動に積極的に参加します。
- ・ゴミやタバコの吸殻を投げ捨てないなど、日頃よりまちの美化に協力します。

【市】

- ・地域の景観形成が図られるよう、「三鷹市景観条例」に基づき、良好な景観づくりを推進するための施策を計画的に実施していきます。
- ・市民参加により、アメニティマップを作成していきます。
- ・里づくりを進めることにより、「ふれあいの里」の良好な景観の維持・形成を図ります。
- ・まちなみ文化賞の設置を検討するとともに、地域での緑化活動を、広報等を通じて紹介するなど、市民の意識の醸成を図っていきます。
- ・公園ボランティアや市民緑化制度を活用しながら、地域での美化活動を支援していきます。また、市民や事業者が行う景観形成の活動に対して、支援や援助を行います。
- ・景観協定等が市民自らの手で策定されるよう啓発活動を行います。
- ・公共施設の整備や改修にあたっては、地域の景観づくりの先導的な役割や周辺環境との調和に対する配慮に加え、地域の歴史・文化、自然等を踏まえたデザインとしていきます。
- ・まちの美化に対する意識やマナーの向上に関する啓発、不法占用物に対する指導や取締りを行っていきます。



(4) 支える：協働で進める「緑と水の公園都市」のまちづくり

①協働のまちづくりの推進

▽市民参加の推進

＝計画策定から市民管理まで、各段階での市民参加を進めます。＝

【市民】

- ・ワークショップや地域での公園・道路の清掃活動、地域での緑化活動、地区計画案の検討など、あらゆる機会をとらえてまちづくり活動に参加します。

【事業者・関係団体等】

- ・地域の一員として、積極的に地域の活動や公園づくりなどに参加します。
- ・社員・従業員が市民活動に参加できる、社内システムをつくりまします。
- ・地域における緑化活動等に対して支援していきます。

【市】

- ・ワークショップ方式によるプランづくりや手づくりの公園整備、公園ボランティアによる公園緑地等の管理など、市民参加の機会を増やしていきます。また、モデル事業を実施しながら、多様な市民参加を図るためのしくみづくりを行います。
- ・イベント、ワークショップ、パンフレット、ホームページ等、広報や市民とのコミュニケーションに関わる手法を見直し、総合的・計画的に推進できるよう整理を行います。
- ・市民参加による公園管理のための管理マニュアルを作成します。
- ・市民活動に関する制度や支援策の拡充、整備を行います。
- ・緑のフリーマーケットの実施を検討します。
- ・地域における地区計画案の検討を支援します。

▽自然教育、環境教育、地域の歴史・文化教育の推進

＝地域資源についての理解と意識の醸成を図ります。＝

【市民】

- ・自然とふれあう機会を自ら設けていきます。
- ・自然観察会や自然環境講座など自然や文化とふれあう場に、積極的に参加します。
- ・子供たちの体験学習や自然環境学習等に協力します。
- ・自らの専門知識や技術を、地域の活動や多様な学習の場で提供していきます。

【事業者・関係団体等】

- ・社員や従業員に対し、自然教育・環境教育を行います。
- ・敷地内に樹木や草花の植栽を行うとともに、親水空間を設けるなど、社員・従業員が日頃より自然とふれあえる環境づくりに努めます。
- ・自らの専門知識や技術を、地域の活動や多様な学習の場で提供していきます。また、事業所や敷地を、市民活動の場として開放します。

【市】

- ・植物観察会や野鳥観察会、園芸講習会等、正しい知識を体験的に学ぶことができる学習講座や気軽に参加できるイベントなど、「緑と水」についての興味・関心を喚起する機会を増やします。
- ・三鷹ネットワーク大学や関係機関と連携を図りながら、体験農園事業などの体験学習や自然・歴史・文化に関する講座を実施します。
- ・パンフレットの作成などにより、歴史・文化、自然に対する意識の啓発を図ります。
- ・総合的な学習の時間に、環境学習や自然の体験学習のプログラムを導入します。
- ・学習支援の人材の育成を図るとともに、専門的知識を有する市民ボランティアや専門機関による講座や学習の支援体制の整備を行います。



②協働のしくみづくり

▽連携の拡充、強化

＝関係団体や組織との協力体制の構築を図ります。＝

【市民、事業者・関係団体等】

- ・住民協議会や地域での緑に関する活動に積極的に参加・協力します。
- ・市や関係機関等が行う緑の事業や活動に参加・協力するとともに、連携を図りながら地域活動を行っていきます。

【市】

- ・住民協議会と連携を図りながら市民緑化推進委員会や花いっぱい運動を推進します。
- ・住民協議会や緑のボランティア団体との協働による事業の展開について、協力を求めています。
- ・公園づくりワークショップの運営や公園の管理など、市との役割分担を検討しつつ「NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会」との連携を強化していきます。
- ・専門知識や技術を有する人材の派遣について、緑のボランティア団体や緑化センター、市内の大学などの専門機関等に協力体制の整備を働きかけていきます。
- ・東京都や近隣自治体との情報交換を活発に行いつつ、連携を深めていきます。また、重要な課題については、協力体制の整備を働きかけていきます。
- ・民間企業や学校、研究機関等との公民連携による公園緑地等の管理、運営等の仕組みについて検討していきます。

▽人財の育成と体制づくり

＝市民活動を支える基盤（しくみ）をつくります。＝

【市民、事業者・関係団体等】

- ・公園緑地の維持管理や地域の緑化、歴史・文化財の保存等について、ボランティア団体を組織し、地域で取り組んでいきます。
- ・専門的な知識や技術等の習得に関する講座に参加し、人財リストへ登録します。
- ・自らの専門知識や技術を、地域の活動や多様な学習機会の場において、提供していきます。また、人財リストへの登録を行います。
- ・緑や水、地域の歴史・文化に関する知識や文献など、情報の提供を行います。

【市】

- ・「NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会」を核として、緑と水に関する総合的な協働体制を推進していきます。
- ・三鷹ネットワーク大学や農業公園の運営と連携しつつ、ボランティアやコーディネーター、指導員、解説員等を養成する講座を行います。
- ・新たな市民参加の活動について、モデル事業を行いながらしくみづくりを進めます。
- ・若年層の参加・協働を促す取り組みの検討も含め、ボランティアや指導員等の人材リストの整備など、人材を活用するしくみづくりを行います。
- ・市民協働センターと連携して、ボランティア・市民活動への参加希望者や活動団体の支援を行います。
- ・市民や事業者、専門家など、幅広く情報を収集する体制やしくみを整備します。
- ・インターネットやパンフレット等により、緑や市民活動等の情報を提供します。
- ・市民緑化推進委員会の活動を支援するとともに、連携や協働を推進し活動内容の充実を図っていきます。
- ・壁面・屋上緑化、緑のカーテン等を市民に推奨する中で、「花と緑の広場」をその支援（種・苗の生産・供給、育成方法指導など）の拠点として、より高度に市民が利用できる方法を検討・推進します。



▽自然環境調査等の実施

＝現状を把握し、計画や事業に反映していきます。＝

【市民、事業者・関係団体等】

- ・調査に協力するとともに、市民参加による調査には積極的に参加します。

【市】

- ・緑の現状や変化を把握するため、緑の調査を定期的の実施します。
- ・市内に生息する生き物の実態を確認するため、生物等の自然環境調査を実施します。

- 地域文化財の調査、研究を行い、地域の歴史・文化遺産の目録を作成します。特に、近代文化遺産については、総合的な調査、研究を実施します。

2 緑地保全地区等の保全計画

(1) 勝淵神社特別緑地保全地区 保全整備計画書（概要） [既指定地] 平成 11 年 2 月 10 日

① 全計画の目的

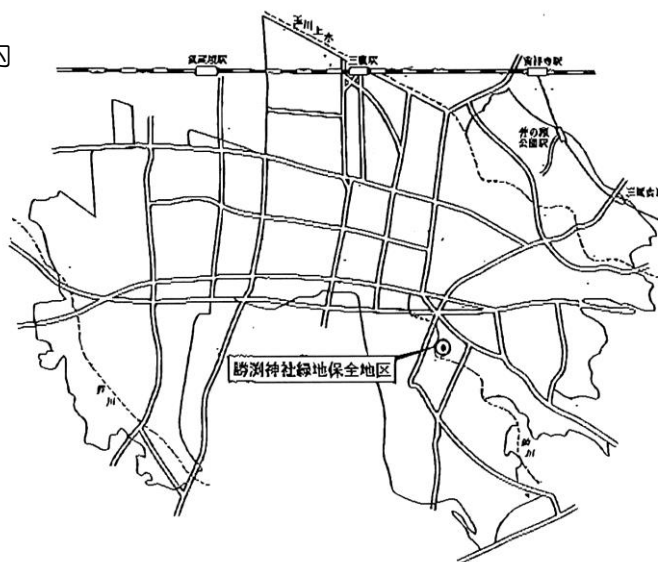
勝淵神社特別緑地保全地区は、三鷹市の南西部「丸池の里」に位置し、丸池公園や神社の後背地となる雑木林公園など、市街地に存在する良好な緑地環境を形成しているため、都市緑地法に基づいて指定された特別緑地保全地区である。

② 位置及び面積

●所在地：

東京都三鷹市新川三丁目地内

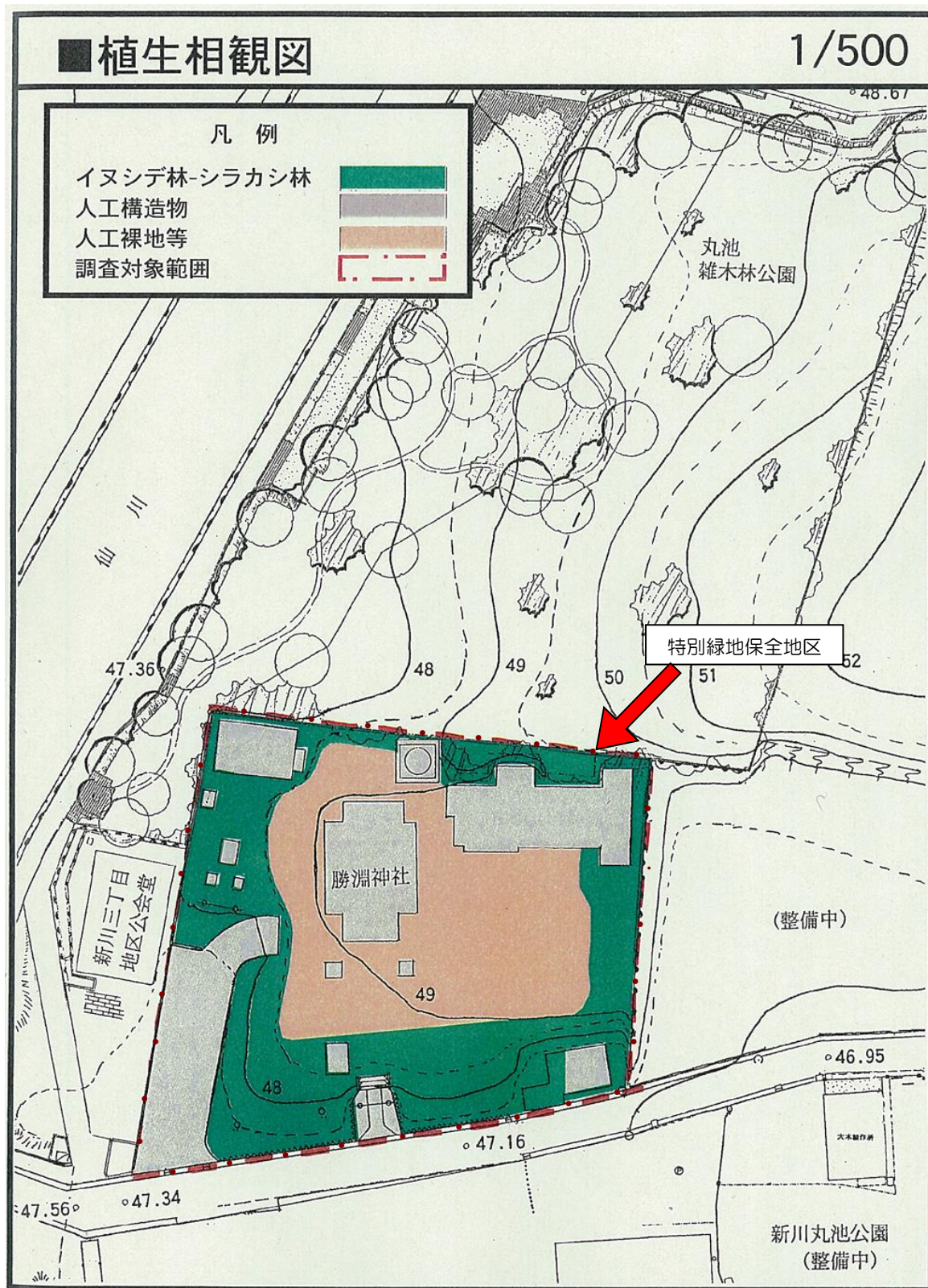
●計画面積：0.2ha



③ 保全・整備方針

- 当該緑地は高木によってその景観や存在意義が形成されているため、高木に対する保全措置、諸対応を基本とする。
- 将来にわたって、高木類を良好な状態で維持させるため、踏圧に留意するほか基盤となる地形の保全を図る。
- 周辺の緑地と一体的な空間となっており、貴重な緑地空間を創出する一部として、また良好な生態的空間として機能しているため、これらの機能を保全する。
- 歴史ある神社としての機能や役割を妨げないものとする。
- 基本的な管理は神社に委ねるが、市は必要に応じて神社と協議の上、適切な維持管理対策をとる。

④植生相観図



保全整備計画書（平成 12 年 2 月）より

⑤保全・整備のための計画

●保全に関する事項

- ・当該緑地は主として高木類によって形成されているため、将来にわたりこれを保全する。
- ・高木類は病虫害や踏圧等により衰弱しないよう留意する。
- ・神社正面入り口付近の林床部は、景観的にも配慮した植栽となるよう協力を求める。

●施設整備に関する事項

- ・将来的に周囲の公園が整備され、一体性が高まると公園利用者が多く神社境内に流入することが考えられる。それにより樹木に踏圧による影響が出る恐れがあるため、必要に応じて保全のための対策を市と神社が協議し、法令に基づく手続きを行う。
- ・敷地境界線には境界石を設置するとともに、敷地内に特別緑地保全地区の案内標識を設置する。敷地境界に管理柵等の設置が必要となった場合は、市と神社が協議のうえ、法令に基づく措置を講じる。
- ・神社への流入者の増加に伴い、神社施設や樹木へのイタズラの発生が懸念されるため、必要に応じて市と神社はイタズラされにくい環境づくりや対策を検討していく。
- ・新たに照明設備等を設置する場合は、生態系に配慮した上で設置する。

●管理に関する事項

- ・基本的に自然遷移に委ね、市は常駐的な管理は行わない。神社は従来どおりの管理を行う。
- ・高木類に病虫害やイタズラによる傷等により、樹勢の低下が見られた場合は、市と神社が協議の上、適切な対策を行い、樹勢の維持回復に努める。
- ・高木の枯死等により、保全緑地として意義や景観が損なわれる恐れがある場合は、神社と協議の上、樹種を検討し補植する。
- ・低木類については、周辺緑地と市民との調和が保たれ、景観が損なわれないよう協力を求める。
- ・良好な緑地の状態を保持するため、市は必要に応じて緑地診断を行う。
- ・管理柵や案内板等が設置された場合は、市は定期的な保守点検を行う。

3 「三鷹市緑と水の基本計画 2022」策定の経緯

(1) 「まち歩き・ワークショップ」(平成 22 年度実施)について

①「まち歩き・ワークショップ」の概要

三鷹市では、これまでコミュニティカルテ、まちづくりプラン、まちづくり懇談会、市民プラン 21 会議など多様な市民参加を図り、基本計画等の計画づくりを行ってきました。このような実績のもとに、第 4 次三鷹市基本計画及びまちづくりに関する、「三鷹市土地利用総合計画 2022」と「三鷹市緑と水の基本計画 2022」、「三鷹市景観づくり計画 2022」の 3 つの計画については、地域のまちづくりに直結することから、これらの計画に市民のみなさんのご意見を反映することを目的として、市内 7 つ(大沢、東部、西部、井の頭、新川中原、連雀、三鷹駅周辺)のコミュニティ住区ごとに、フィールドワーク(まち歩き)やワークショップを開催し、地域の課題等の抽出及び検討を行いながら策定等を進めることとしました。

平成 22 年 9 月 26 日(日曜日)から平成 22 年 12 月 5 日(日曜日)にかけて、公募による市民のみなさんならびに、住民協議会、町会・自治会、商工会ほか市内で活動している各団体の方や、市内の大学・高校及び中学校の学生・生徒の方々など、幅広い年代から、延べ 542 人の多くの市民のみなさんにご参加いただき、コミュニティ住区ごとに「まち歩き・ワークショップ」を開催しました。

「まち歩き・ワークショップ」では、参加者のみなさんが各住区内の「まち歩き」を行っていただいたのち、市民と行政の協働による「ワークショップ」において、まちの将来像などについて活発に議論を行なっていただき、地域の取り組みや新たな視点からのまちづくりの提案など、地域の課題や課題解決のための多くのご意見・アイデア等を、市に提案していただきました。また、まち歩き・ワークショップに参加した方からの追加意見や参加できなかった市民の方のご意見を伺うためのホームページでの意見募集を実施しました。さらに、パネル展示、各住区で話し合われた内容を全体で共有する全体会を開催し、参加者間で意見・アイデア等の共有を深めました。

②「まち歩き・ワークショップ」の内容

【第1回】オリエンテーション

- 全体説明
まち歩き・ワークショップの目的や成果の活かし方、各住区のまちづくりの特徴を三鷹市から説明しました。
- まち歩きルートの説明と検討
グループ（1グループ8人程度）に分かれて、まち歩きルートの検討をしました。最後に、検討したルートを全体で共有するために、グループのファシリテータ（調整役）から発表しました。

【第2回】まち歩き

- まち歩き
3～4グループに分かれて、特徴的な箇所を確認したり、気づいた点をメモしながら、まちを歩きました。感想の共有各自気づいた点を付箋に書いて出し合い確認しました。



【第3回】ワークショップ

- まち歩きの振り返り
まち歩きの内容や感想を振り返り、グループごとに共有しました。
- 課題出し
まち歩きの内容や感想をもとに、今後のまちづくりの課題などを出し合いました。出そろった課題にシール投票を行い、特に検討したいテーマを2～3つ抽出しました。
- アイデアシートの作成
抽出したテーマについて、解決のアイデアを話し合い、アイデアシートにまとめました。検討したアイデアの中から各自最も重要だと思うものにマイ・ベスト・ワンのシールを貼りました。最後にアイデアシートの内容を全体で共有するために、グループのファシリテータから発表しました。



【第4回】ワークショップ

- アイデアシートの充実
第3回で検討したアイデアシートを清書したものをもとに、これまでの話し合いを振り返りました。その上で、グループごとに追加する意見や修正する箇所を確認し、アイデアシートの充実を図りました。
- アイデア集のまとめ
グループで話し合ったアイデアシートの内容を参加者同士で発表し合い、全体で共有しました。他のグループのアイデアシートに追加のアイデアなどを出し合いました。



③各住区の実施一覧

大沢住区			
第1回:平成 22 年	10 月 9 日(土)	時間:10:30~12:30	参加人数:17 人
第2回:	10 月 23 日(土)	時間:10:00~12:30	参加人数:15 人
第3回:	11 月 13 日(土)	時間:10:30~12:30	参加人数:14 人
第4回:	12 月 5 日(日)	時間:10:30~12:30	参加人数:14 人
延べ人数 60人			
東部住区			
第1回:平成 22 年	10 月 10 日(日)	時間:10:30~12:30	参加人数:21 人
第2回:	10 月 23 日(土)	時間:13:30~16:00	参加人数:33 人
第3回:	10 月 24 日(日)	時間:13:30~16:00	参加人数:25 人
第4回:	10 月 30 日(土)	時間:10:30~12:30	参加人数:22 人
延べ人数 101人			
西部住区			
第1回:平成 22 年	10 月 10 日(日)	時間:13:30~15:30	参加人数:16 人
第2回:	10 月 23 日(土)	時間:13:30~16:00	参加人数:20 人
第3回:	10 月 24 日(日)	時間:13:30~16:00	参加人数:12 人
第4回:	11 月 13 日(土)	時間:13:30~15:30	参加人数:13 人
延べ人数 61人			
井の頭住区			
第1回:平成 22 年	9 月 26 日(日)	時間:10:30~12:30	参加人数:17 人
第2回:	10 月 2 日(土)	時間: 9:30~12:00	参加人数:18 人
第3回:	10 月 9 日(土)	時間:10:15~12:45	参加人数:18 人
第4回:	11 月 28 日(日)	時間:10:30~12:30	参加人数:13 人
延べ人数 66人			
新川中原住区			
第1回:平成 22 年	10 月 2 日(土)	時間:10:30~12:30	参加人数:22 人
第2回:	10 月 9 日(土)	時間:13:30~16:00	参加人数:23 人
第3回:	10 月 10 日(日)	時間:13:30~16:00	参加人数:26 人
第4回:	10 月 23 日(土)	時間:13:30~15:30	参加人数:20 人
延べ人数 91人			
連雀住区			
第1回:平成 22 年	9 月 26 日(日)	時間:13:30~15:30	参加人数:19 人
第2回:	10 月 2 日(土)	時間: 9:30~12:00	参加人数:18 人
第3回:	10 月 2 日(土)	時間:13:30~16:00	参加人数:22 人
第4回:	10 月 9 日(土)	時間:13:30~15:30	参加人数:18 人
延べ人数 77人			
三鷹駅周辺住区			
第1回:平成 22 年	9 月 26 日(日)	時間:10:30~12:30	参加人数:24 人
第2回:	10 月 2 日(土)	時間: 9:30~12:00	参加人数:20 人
第3回:	10 月 2 日(土)	時間:13:30~16:00	参加人数:20 人
第4回:	10 月 10 日(日)	時間:10:30~12:30	参加人数:22 人
延べ人数 86人			

全体延べ人数 542 人

④ホームページによる追加意見の募集の実施内容

まち歩き・ワークショップに参加した方からの追加意見や参加できなかった方からも意見をいただくため、ホームページに取り組みの概要やアイデアシートを公表し、意見の募集を行いました。

●日程：平成 22 年 12 月 24 日（金）～ 平成 23 年 1 月 11 日（火）

⑤全体会とパネル展示の実施内容

各住区に分かれて話し合われてきた内容を全体で共有するため、全体会を行いました。また、併せて、各コミュニティ・センター及び産業プラザにて、アイデアシートのパネル展示を行い、多くの市民の皆さんにみていただける機会を設けました。

●日程

○全体会 平成 23 年 2 月 12 日（土） 14:00～16:00 参加者：82 人

○パネル展示

大沢住区：	平成 23 年 1 月 31 日（月）～ 2 月 7 日（月）
東部住区：	平成 23 年 1 月 31 日（月）～ 2 月 7 日（月）
西部住区：	平成 23 年 2 月 1 日（火）～ 2 月 8 日（火）
井の頭住区：	平成 23 年 2 月 1 日（火）～ 2 月 8 日（火）
新川中原住区：	平成 23 年 2 月 1 日（火）～ 2 月 8 日（火）
連雀住区：	平成 23 年 2 月 1 日（火）～ 2 月 8 日（火）
三鷹駅周辺住区：	平成 23 年 2 月 1 日（火）～ 2 月 8 日（火）
産業プラザ （全住区展示）：	平成 23 年 2 月 9 日（水）～ 2 月 11 日（金）

⑥市全体に共通するまちづくりのアイデア

【１】三鷹を代表する自然やまちの風景を皆で守っていくと共に、これらの魅力的な資源を中心にして回遊性のあるまちをつくっていかう

●国分寺崖線や野川の豊かな自然の風景を守ると共に、散策などでその魅力を楽しめる環境をつくろう

- ・国分寺崖線や野川の豊かな植生や風景を守り育てていこう
- ・国分寺崖線や野川の魅力を味わえる散策ルートづくりなどに取り組もう



●玉川上水は在来の植生を大切にした維持管理を行い、牟礼の里や風の散歩道、三鷹の森ジブリ美術館、周辺に残る農地・屋敷林、史跡などと一体をなした良好な環境を守ると共に、沿道は歩きやすい美しい遊歩道にしていこう

- ・玉川上水沿いは、在来の自然や史跡を活かした歩きやすく美しい遊歩道にしていこう
- ・牟礼の農地や屋敷林などを守る仕組みづくりや取り組みを展開しよう
- ・風の散歩道などの三鷹の顔となる風景を活かそう



●神田川は、周辺の資源との回遊性を高め、沿道は魅力的な遊歩道としていこう

- ・神田川沿いの遊歩道の魅力や回遊性を高めていこう

●仙川の南側は丸池の里と一体となった植生や風景を守り、ゆったり歩いたりくつろいだりできる場所にしていこう 一方、北側は蓋掛けをして遊歩道にするなど回遊ルートとして整備することを検討しよう

- ・人見街道以南の仙川沿いは、新川丸池公園一体をゆったりとくつろげる場所にしよう
- ・丸池の里にもっと多くの人々が訪れるように案内サインやルートマップをつくりPRしよう
- ・人見街道以北は、蓋掛けして遊歩道としたり、周囲の公園と一体に整備することで仙川回遊ルートを整備しよう



●三鷹駅前の再開発は、市民の声を大切にして進めよう

- ・市民の声を大切にして、三鷹駅前の再開発等を進めよう

【２】武蔵野の面影の残る農地や雑木林、史跡、水路跡などを皆で守り、三鷹らしいまちづくりに活かしていこう

●武蔵野の面影の残る三鷹らしい緑である農地や屋敷林、大樹、雑木林の風景を守り、活用していこう

- ・大樹や農地、雑木林などの武蔵野の面影の残る風景を守り、利活用していこう
- ・制度の改革や地域住民の参加により、まちなかに残る貴重な農地や雑木林などを保全しよう



●鷹場標石、社寺などの地域の歴史や文化を伝える資源を守り、活かしていこう

- ・鷹場標石や社寺などにみる原風景を今に伝え、守り活かしていこう

●身近な遊歩道の沿道緑化などにより、気持ちの良い散歩道のネットワークをつくろう

- ・遊歩道の沿道の緑化などを進め、地域に身近な気持ちの良い散歩道のネットワークをつくっていかう



【３】安全に安心して歩ける道、災害時にも安全に避難できる道を確保するため、幹線道路の整備や生活道路の改善を進めていこう

●幹線道路や生活の軸となる通りにおいては、歩行者や自転車の通行の安全性の確保や周辺環境との調和に配慮すると共に、住宅地の生活道路道路においても、歩行者の安全性や緊急車両の侵入や避難路の確保に配慮したきめ細かい改善を検討しよう

- ・幹線道路は、交通の安全性を確保し、沿道は周囲の住環境や農の風景との調和を図ろう
- ・人見街道、連雀通り、山中通りなど、生活の軸となる通りの歩行環境を整備し、安全・安心に歩ける道にしていこう
- ・生活道路の安全性の確保に優先して取り組もう
- ・歩行環境と自転車の交通環境の共存を図ろう



●渋滞の解消等、交通の円滑化を図ると共に、コミュニティバス等の公共交通の整備により交通不便を解消しよう

- ・地域の交通環境を改善し、交通の円滑化と交通不便の解消を図ろう

【４】住宅地の良好な街並みや豊かな緑を守り育てると共に、犯罪の起こりにくい安心して暮らせる住環境づくりにも取り組もう

●ボランティアの力も得ながら、良好な街並みや緑の保全、通りに面する部分の積極的な緑化などにより、緑豊かな住宅地の環境を守り育てていこう

- ・今ある住宅地の良好な街並みや緑を守り育てていこう
- ・ボランティアの仕組みなどを活用し、住宅地や通りの緑と水を増やしていこう



●美化への配慮や見回りなどにより、犯罪の起こりにくい住宅地の環境づくりに取り組もう

- ・犯罪の起こりにくい環境づくりや美観づくりに取り組もう

⑤地域コミュニティの核である商店街では、地域らしさのある街並みづくりや地域の居場所づくりを進めよう

●連雀通りや三鷹台駅前、井の頭公園駅前などの地域の拠点となる商店街は、街並みづくりや人が集まれる場所づくりを通じた魅力づくりを進めていこう

- ・街並みづくりや地域の居場所づくり、回遊性の確保を通じて、連雀通りの商店街の魅力アップを図ろう
- ・三鷹台駅前通りを緑とにぎわいのある道にしていこう
- ・井の頭公園駅前の桜並木や周辺資源の魅力のPRや環境整備を進め、駅周辺の魅力アップを図ろう



●地域のコミュニケーションの場として商店街を元気にしよう

- ・地域の貴重なコミュニケーションの場商店街を元気にしよう



【６】公園、広場の管理に地域が関わり、地域の人がたくさん訪れる個性と特徴のある魅力的な公園、広場にしていこう

●公園や広場の管理に地域が関わり、もっと地域で公園が使われるようにしていこう

- ・地域が公園の管理などに関わり、もっと地域で公園が使われるようにしていこう

●それぞれの公園や広場の個性や特徴を活かして、子どもからお年寄りまで安心して楽しめる場所にしよう

- ・大沢青少年広場をお年寄りから子どもまで多目的に利用でき、自然と親しめる場所にしよう
- ・連雀中央公園を子どもからお年寄りまで安全・安心に使用できるより魅力的な公園にしよう
- ・堀合児童公園を安全に使いやすい公園にしていこう



【７】大規模な土地利用転換やマンション建設などの機会を活用し、緑や空地の確保や市民が利用できる公共公益的な場所を整備していこう

●大規模な土地利用転換やマンションなどの建設の機会を利用し、防災性等も考慮しながら、緑や水の空間を確保するよう誘導していこう

- ・大規模な土地利用転換や建替えの際には、防災性等も考慮しながら、市民が利用できる緑や水の空間を確保しよう

●外かく環状道路の蓋掛け部分は、北野の里（仮称）として整備し、地域の生活や緊急時の動線もつながらるようにしよう

- ・外かく環状道路の蓋掛け部分を有効利用し、北野の里（仮称）の整備や動線を確保しよう

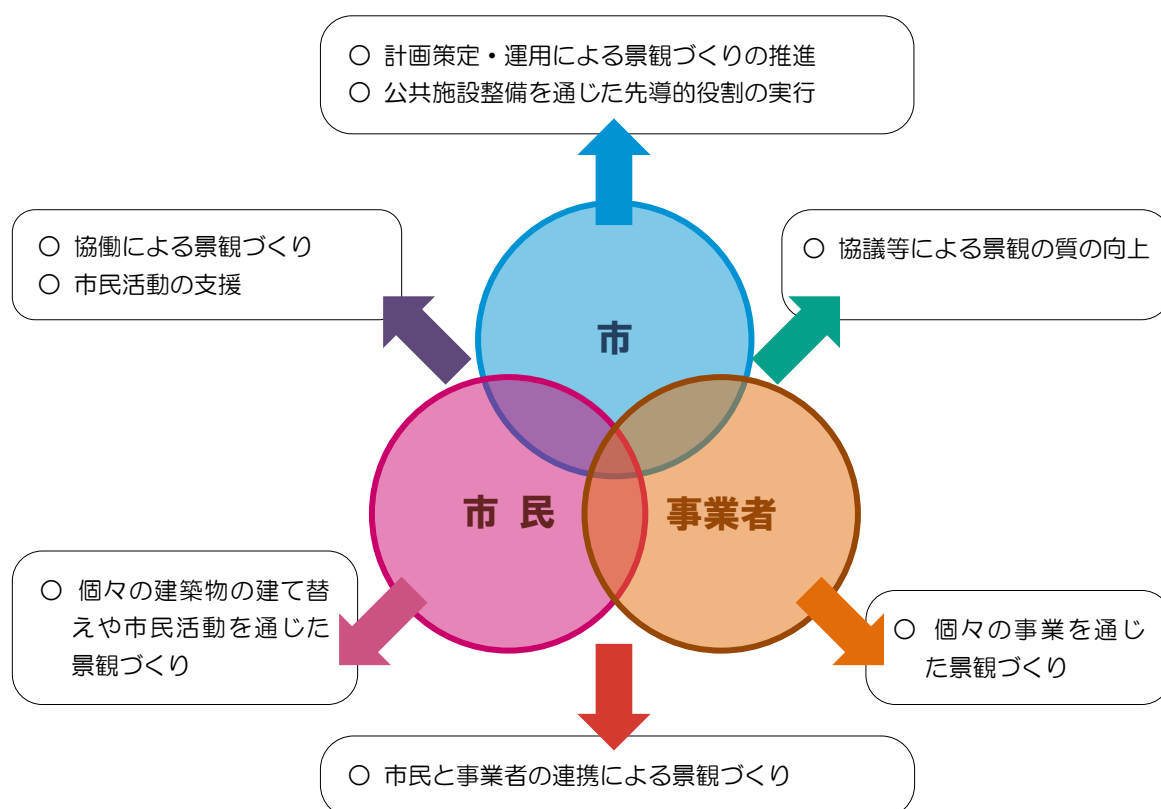


●都市計画道路は、景観や環境、周囲の環境との調和、安全に配慮して整備を進めよう

- ・都市計画道路は、景観や環境、安全に配慮して整備をしよう

●大規模な公共施設の土地利用の転換にあたっては、市民のニーズに答える公共公益的な視点をもって取り組もう

- ・井口特設グラウンドの様な大規模な土地利用の変更は、地域ニーズに応える公共公益的な視点をもって取り組もう
- ・新川市営住宅跡地を幅広い年齢層の市民が使える施設として有効利用することを検討しよう

【 8 】住民、事業者、行政が協働でまちづくりに取り組む仕組みや体制を築いていこう**●住民、事業者、行政が協働でまちづくりを進める仕組みや体制を築いていこう**

⑦市民参加による意見等の反映の検討

「まち歩き・ワークショップ」によって市民のみなさんから頂いた意見・アイデアは、「三鷹市緑と水の基本計画 2022」の以下のような箇所に反映されています。

まち歩き・ワークショップの まとめ	『三鷹市緑と水の基本計画 2022』への 反映箇所
①三鷹を代表する自然やまちの風景を皆で守っていくとともに、これらの魅力的な資源を中心にして回遊性のあるまちをつくっていかう	○第3章：計画の基本的な考え方 ・守り育むべき「骨格・拠点・ゾーニング」を示し、回遊ルート整備計画につなげる ○第4章：重点事業と各施設・事業の主な内容 ・「三鷹らしい緑」を象徴する、農のある風景、鎮守の森、屋敷林等の保全・創出を位置づける。 ・「回遊性」を体现する、拠点/軸/回遊ルートづくりで位置づける。 ○第5章：回遊ルート整備計画 ・「回遊性」を実現する具体施策を示す
②武蔵野の面影の残る農地や雑木林、史跡、水路跡などを皆で守り、三鷹らしいまちづくりに活かしていこう	○第2章：緑と水の現況と課題 ・「三鷹らしい緑」の保全を課題として位置づける。 ○第4章：重点事業と各施設・事業の主な内容 ・文化・自然遺産の統合的な保全・活用と、ネットワーク化を図る「エコミュージアム事業」との連携を強化する。 ・「民有地の緑化の推進と保全」について位置づけを明確にし、具体的施策を示す。
③安全に安心して歩ける道、災害時にも安全に避難できる道を確保するため、幹線道路の整備や生活道路の改善を進めていこう	○第4章：重点事業と各施設・事業の主な内容 ・回遊ルートづくりにおいて、道路緑化の災害時の役割等を明記し、緑化の必要性と推進を図る。 ○第5章：回遊ルート整備計画 ・道路周辺の緑化について具体的施策を示す。
④住宅地の良好な街並みや豊かな緑を守り育てるとともに、犯罪の起こりにくい安心して暮らせる住環境づくりに取り組もう	○第2章：緑と水の現況と課題 ・庭、生け垣、壁面、屋上等の住宅地緑化の重要性を位置づける。 ○第4章：重点事業と各施設・事業の主な内容 ・「民有地の緑化の推進と保全」についての位置づけを明確・強化し、具体的施策を示す。
⑤地域コミュニティの核である商店街では、地域らしさのある街並みづくりや地域の居場所づくりを進めよう	○第4章：重点事業と各施設・事業の主な内容 ○第5章：回遊ルート整備計画 ・商業地域・商店街等の緑化について具体的施策を示す。
⑥公園、広場の管理に地域が関わり、地域の人がたくさん訪れる個性と特徴ある魅力的な公園、広場にしていこう	○第3章：計画の基本的な考え方 ・協働で進める「緑と水の公園都市」のまちづくりを位置づける。 ○第4章：重点事業と各施設・事業の主な内容 ・「協働のまちづくりの推進」についての位置づけを明確・強化し、具体的施策を示す。
⑦大規模な土地利用転換やマンション建設などの機会を活用し、緑や空地の確保や市民が利用できる公共公益的な場所を整備していこう	○第4章：重点事業と各施設・事業の主な内容 ・「北野の里（仮称）」や「新川防災公園・多機能複合施設（仮称）」を新たに拠点として位置づける。 ・開発事業等の緑化指導による適切な緑化推進を図る。
⑧住民、事業者、行政が協働でまちづくりに取り組む仕組みや体制を築いていこう	○第3章：計画の基本的な考え方 ・協働で進める「緑と水の公園都市」のまちづくりを位置づける。 ○第4章：重点事業と各施設・事業の主な内容 ・「協働のしくみづくり」についての位置づけを明確化・強化し、具体的施策を示す。

(2) 策定の経過

平成 17 — 21 年 度	三鷹市緑と水の基本計画 ～第2次緑と水の回遊ルート整備計画～ ① 緑と水に関する目標（将来像）と基本的な方向 ② 目標を実現するための施策の展開 ③ 緑と水の都市整備の具体的なプラン ●「まちづくりに関する3計画の改訂・策定に向けた基本的な考え方」をとりまとめる ●まちづくりワークショップ等推進プロジェクト「まち歩き・ワークショップ基本方針」を策定	
平成 22 年 度	●改定箇所の検討 ○着目・改定すべきポイントの絞込み ○「まち歩き・ワークショップ」との連携方法 ●「まち歩き・ワークショップ」の実施 ○3計画合同での取り組みとして、7つの住区で開催 ○庁内ワーキングによる内容、ルート検討 ○住区ごとに4回実施し、参加者は542人（延べ人数） ○一般市民向けにホームページで意見募集を実施 ○「全体会」7つの住区の参加者が一同に会する（参加者82人） ●「改定に向けた検討」の取りまとめ ○達成状況等の把握 ○既存資料等の整理 ○改定に向けての検討課題の抽出 ○市民参加による意見等の3計画への反映の検討 ○素案作成に向けた検討	目 標 年 次 ↓
平成 23 年 度	●策定作業 ○「三鷹市緑と水の基本計画2022（仮称）」基本方針の策定 ○「三鷹市緑と水の基本計画2022（仮称）」骨格案の策定 ○三鷹市環境保全審議会への報告・検討 ○三鷹市市報・WEBサイトでの骨格案の公開・意見募集 ○「三鷹市緑と水の基本計画2022（仮称）」素案の策定 ○都市計画審議会、まちづくり推進委員会への報告・検討 ○三鷹市環境保全審議会への報告・検討 ○三鷹市市報・WEBサイトでの素案の公開、パブリックコメントの実施 ○まちづくり懇談会 7つの住区で開催 参加者103人 ○「三鷹市緑と水の基本計画2022（案）」の策定 ○都市計画審議会、まちづくり推進委員会への報告・検討 ○三鷹市環境保全審議会への諮問・答申 ○「三鷹市緑と水の基本計画2022」の確定	計 画 期 間 ↓
平成 24 年 度	三鷹市緑と水の基本計画2022 ～ 緑と水の公園都市をめざして～ <計画期間 平成23年度から平成34年度（2022年）> ※計画策定の調整期間である平成23年度も含むものとします	

4 用語説明

【あ】

○雨水浸透ます

地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするための設備。

○雨水貯留浸透施設

雨天時における河川への放流抑制と地下水の涵養を図るため、雨水の貯留機能と地下への浸透機能を兼ね備えた設備。

○エコミュージアム

伝統的な博物館とは異なり、人々が生活する一定の空間すなわち地域を「博物館」として捉え、現地で歴史・文化・自然などに関わる遺産を展示し、当該施設の発展に寄与することを目的とした新しい概念の博物館。その運営は、市民の参画を原則としている。三鷹市では、大沢の里地区周辺をエコミュージアムのモデル事業として推進し、「三鷹市緑の水の基本計画 2022」でも、回遊ルート整備計画の中で、三鷹型エコミュージアム関連ルートを設定している。

○オープンガーデン

イギリスで生まれたもので、個人の庭を一般の人に鑑賞してもらうために開放したもので、庭を楽しむ人たちの交流の場となっている。

【か】

○街区公園

都市計画公園の種別の一つで、主として街区内に居住する人々の利用に供することを目的とする公園（誘致距離 250m）。

○環境配慮制度

「三鷹市まちづくり条例」に基づき、市内で開発事業を行う事業者に対して、環境配慮を要請する制度。対象となる事業者は、開発事業を行う際の環境保全等の対策について市が定めた指針（環境配慮指針）に基づいて、環境との調和を図り、環境の負荷を少なくすることが求められる。

○環境用水

水質の改善や平常時における水量の確保のため、河川や水路などに流される下水処理水や地下水などの水。

○近隣公園

都市計画公園の種別の一つで、主として近隣に居住する人々の利用に供することを目的とする公園（誘致距離 500m）。

○グリーンバンク制度

家の建て替え等によって伐採しなければならない庭木など、各家庭で不用となった樹木について、樹木を必要とする他の人に譲り渡すなどして活用を図る制度。

○景観行政団体

景観法に基づく景観行政を担う主体。景観行政団体になることで景観計画の策定や景観計画区域等を定めることができ、良好な景観の形成に関する施策を推進することができる。なお、指定都市及び中核都市以外の市町村については、都道府県と協議・同意を得た後、景観行政団体となることができる。

○景観計画

景観法に基づき良好な景観の形成に関し規制のあり方を明確にする計画。

○景観重点地区

特に三鷹らしい景観づくりに重要となる地区。地区ごとの特性に応じた景観づくりの基準を定めている。

○建築協定

土地の所有者や借地権者等が、一定の区域を定めて、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備に関する基準について締結する協定。

○公園ボランティア制度

5人以上の市民ボランティア団体が、公園ボランティアとして道路や公園等の美化活動などの日常的な維持管理を行う場合に、清掃用具を支給する制度。

○高水敷

河道のうち常に水が流れるところより一段高く、普段は冠水せずに洪水時のみ水が流れる部分。

○コミュニティ・ガーデン

地域の共有の庭として公共施設などを利用し、市民参加により緑化から管理運営までを行い、地域の緑をつくり育てるもの。

【さ】

○事業所等緑化助成事業

1,000 m²以上の敷地の事業所等において接道部の緑化を行おうとする場合、必要な経費の一部を助成する制度。

○自然環境保全地区

「三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例」に基づき指定される地区で、特に自然環境を守ることが必要な一定規模以上の住区隣地、水辺地、傾斜地などが指定される。一定期間について、環境を破壊するような行為が禁じられるが、維持費用の一部が助成される。

○児童遊園等世話人制度

市立の公園緑地の適正な管理運営を図るため、日常的に公園を見守るとともに、施設の異常箇所等の発見・通報など、施設管理の補助的な役割を地元住民が行う制度。

○市民農園

レクリエーションなどの余暇活動として、市民が農作物を栽培することができるよう設置された農園。市民農園整備促進法に基づくものと任意のものがある。

○市民緑地制度

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。(都市緑地法第55条)

○市民緑化

市民等で構成する団体が区域を定めて緑化を行う活動。5人以上のグループが、接道部においてプランターなどを利用して行う花植え活動に対し、緑化用品の支給による支援が行われている。

○市民緑化推進委員会

植樹、草花の植栽及び管理等の実践活動を通じて、緑豊かでうるおいのあるまちづくりに参加することを目的に設置されたもので、住民協議会の代表や緑の専門家などで構成されている。花いっぱい運動の推進や啓発、緑の情報の普及に関する活動を行っている。

○社寺林

神社や寺院の境内に存在する森や林。鎮守の森と俗称され、地域を象徴する緑として機能している。

○生産緑地制度

農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境を形成するために、市街化区域内の農地、採草放牧地、森林、池沼等のうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公園緑地などの公共施設等敷地の土地として適しているものを、都市計画法に基づく地域地区として指定する制度。当該地区に対しては、建築等の制限が課せられるが、一方、税の優遇措置が講じられる。また、当該地区は、営農を条件としているが一定の場合には買取りの申し出ができることとされており、この場合は地方公共団体等が他に優先して買取りができることとなっている。

○生物多様性

生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。

生態系の多様性とは、東京湾の干潟、沖縄のサンゴ礁、自然林や里山林、人工林などの森林、釧路や尾瀬の湿原、大小の河川など、各地にいろいろなタイプの自然があることを示す。種の多様性とは、日本は、南北に長く複雑な地形を持ち、湿潤で豊富な降水量と四季の変化もあって、いろいろな動物・植物が生息・生育しているという状況のことを示す。遺伝子の多様性とは、同じゲンジボタルでも中部山岳地帯の西側と東側では発光の周期が違ふことや、アサリの貝殻の模様が千差万別なことなどを示す。このように自然界のいろいろなレベルにおいて、それぞれに違いがあること、そして何より、それが長い進化の歴史において受け継がれた結果として、多様でつりあいのとれた生物の多様性が維持されていることが重要である。（環境省：「生物多様性国家戦略 2010」より）

○接道部緑化助成制度

接道部の緑化を行おうとする場合に、必要な経費の一部を助成する制度。1,000㎡以上の敷地の事業所等に対して助成を行う「事業所等緑化助成制度」と、1,000㎡未満の敷地の住宅等に対して助成を行う「接道部緑化助成制度」がある。

○雑木林

自然林が災害や伐採等によって破壊された後に、萌芽や実生によって再生した林（二次林）のうち、スギやヒノキ等の用材林を除いた樹林。雑木林は、薪炭材の供給源や落ち葉の堆肥化など、人々の生活と共に成立してきたものであり、一般的に武蔵野の雑木林と言われるクヌギ、コナラの薪炭林は、その典型である。

【た】

○多自然型工法

動植物の様々な生態の保全・創出に配慮し、瀬や淵など変化のある水辺環境の創出や覆土による植生の維持、落差の穏やかな魚道の設置など工夫を施した工法。

○地区計画

都市計画法に基づき、市街地の良好な環境形成を図るため、一定の地区を単位として公園等の配置や建築物の作り方について、住民の意向をもとに定める制度。

○透水性舗装

雨水等の表流水の流出抑制と地下水の涵養を図るため、地下に雨水が浸透できるような構造や材質を使用した舗装のこと。

○特別緑地保全地区

良好な都市環境を確保するために必要な樹林地、草地、水辺地、岩石地など、自然環境を形成している土地について定める都市計画法に基づく地域地区の一つ。地区内において定められた一定の行為を行おうとするときは、都道府県知事の許可が必要となっている。

○都市公園

都市公園法に基づき設置される公園。

○トラスト（ナショナルトラスト）

イギリスで始まった運動で、住民などから集めた資金で土地を買い取ることによって自然環境を守っていかうとするもの。

【は】

○花いっぱい運動

市民参加によるコミュニティ・センターや街角のフラワーポットなどの花植えを行う活動。

○ヒートアイランド現象

市街化の進展による緑地の減少やエネルギー消費の増大などによって、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。等温線を描くと、温度の高いところが「島」のように見えることから、ヒートアイランド（熱の島）と呼ばれている。

○ビオトープ

自然の状態では多様な動植物が生息する環境。

○風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、都市環境の保全を図るために風致の維持が必要である良好な自然的景観を形成している土地の区域について定める。

○萌芽更新

伐採した切り株から伸びてくる新たな芽を育て、樹木として仕立てて更新する方法で、雑木林においては、15 年程度ごとに伐採と萌芽更新を繰り返し、伐採木は薪炭として利用していた。

○保存樹木・保存樹林

自然環境の保全、美観及び風致を維持するために、「三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例」に基づき、一定規模以上を有する樹木、樹林、並木について指定するもので、維持費用の一部が助成される。

【ま】

○三鷹市緑化基準

「三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例」に基づき定められた公共施設・民間施設における緑化の目標、方法等に関する基準。

○緑と水の環境整備重点地区

「三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例」に基づき指定される地区で、緑と水の環境整備を重点的に推進する必要があると認められる地区について指定する。本計画の策定時点では、大沢、牟礼、丸池の三つの「ふれあいの里」が指定済みであり、北野の里（仮称）の指定を予定している。その他の地区への指定も順次検討していく。

○緑の協定

良好な環境を確保するため、「三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例」に基づき、民有地における緑地の配置や面積などについて、市長と市民又は事業者が締結する協定。

○みどり率

「緑の東京計画」（平成 12 年）で用いられている政策の効果を示す指標。樹林地、草地、農地、水面、裸地及びその他の空地を含めた自然面の合計が、単位面積に占める割合。

○モール

単なる通行のための道ではなく、広場やベンチなどのストリートファニチャー（ベンチ、街路灯、くず入れなど、楽しく散策することができるようにするための施設）を配して、憩い、遊び、集い等の機能を付加したものをいう。また、一般の自動車交通を排除して、

バス・路面電車などの公共交通機関を配して歩行者の安全と交通手段の双方を確保したものをトランジット・モールという。

【や】

○屋敷林

主に孤立して存在する農家等において、防風、防火、防塵、防雪ならびに自家用の燃料、堆肥等用として、屋敷の周りに植栽された樹林。関東平野では武蔵野のケヤキなどが代表的な例であり、それぞれ独特の地域景観を作り出している。

○ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいのある人の生活に及ぼす障害を取り除くことを目指していたのに対し、ユニバーサルデザインは障がいのある人を特別に対象とするのではなく、全ての人に使いやすい製品、環境、情報のデザインをめざすもの。

【ら】

○緑地保全地域（都市緑地法）

無秩序な市街地化の防止又は公害・災害の防止のため適正に保全する必要がある相当規模の緑地、地域住民の健全な生活環境を確保するために適正に保全する必要がある相当規模の緑地を対象に、都市計画法の地域地区の一つとして定められる。地域内において法律に定められた一定の行為を行おうとするときは、都道府県知事への届出が必要となっている。

○緑地保全地域制度（東京都条例）

「東京における自然の保護と回復に関する条例」（東京都条例）に基づき指定される地域で、樹林地、水辺地等が単独で、又は一体となって自然を形成している市街地の近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な土地の区域。地域内において条例に定められた一定の行為を行おうとするときは、都知事の許可が必要となっている。

○緑被率

樹林地、草地、農地といった直接的に地表面が植物で覆われている緑被地の合計が、単位面積に占める割合。

○緑地協定

良好な環境を確保するため、都市緑地法に基づき土地所有者などが結ぶ緑化に関する協定。

○緑化地域

都市計画において定める区域の一つで、建築物の敷地内の緑化を推進する必要がある区域について決定する。緑化地域に関する都市計画には、建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の最低限度が定められる。

三鷹市緑と水の基本計画 2022

(第2次改定)

～緑と水の公園都市をめざして～

令和2年3月

発行 三鷹市

事務局 三鷹市都市整備部緑と公園課

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1

電話 0422-45-1151 (内線) 2835



古紙/バルブ配合率80%再生紙を使用

